

喜多方市議会新型コロナウイルス感染症対策会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対して、市民の安全・安心に配慮し、市民への感染予防と国内の感染拡大防止を図るため、喜多方市新型コロナウイルス感染症対策本部（「市感染症対策本部」という。）と連携し、議会としての対応策について協議又は調整するための会議として、喜多方市議会新型コロナウイルス感染症対策会議（以下「議会感染症対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 議会感染症対策会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市感染症対策本部が行う活動を支援するため、感染拡大防止等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 感染拡大防止等の円滑な実施について、市感染症対策本部への要請及び提言に関すること。
- (3) 国・県及び関係機関等への要望に関すること。
- (4) その他、感染症対策等の対応に関し、議長が特に必要と認める事項。

(組織)

第3条 議会感染症対策会議は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する。

- 2 議長は、議会感染症対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 議会感染症対策会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要と認める場合は、その他の議員の参加を求めることができる。
- 3 議長は、各会派の代表者が欠席するときは、当該代表者が所属する会派から代理の者を出席させることができる。
- 4 緊急の場合など、会議の開催が困難な場合は、議長の判断のもとで対応することができる。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、議会感染症対策会議の事務に当たる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、議会感染症対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が議会感染症対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

喜多方市議会新型コロナウイルス感染症対策会議

	議 長	渡 部 勇 一
	副 議 長	小 林 時 夫
会 派 の 代 表 者	良 致 会	伊 藤 弘 明
	新 良 致 会	小 島 雄 一
	高 和 会	渡 部 一 樹
	公 明 会	菊 地 とも子
	日本共産党喜多方市議団	小 澤 誠
	和 同 の 会	山 口 和 男
	結 い の 会	田 中 雅 人
	創 造 喜 多 方	齋 藤 仁 一
	至 誠 会	五十嵐 吉 也